

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル

[機-30304-13]

高圧ガス保安協会

文書履歴

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル [機-30304]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
ー 0	1999.4.1	制定
ー 1	2000.10.1	①継承の取扱い、検査員の失効要件を追加 ②検査統括者の定義を変更 ③附属書 1 の審査の方法の「なお書き」変更
ー 2	2004.3.29	①支部住所等の変更 ②銀行名等の変更
ー 3	2005.3.1	17 に標準処理期間の明示
ー 4	2006.1.4	別表 1 の「実施事務所及び振込口座」欄の機器検査事業部に係る振込銀行を U F J 銀行から三菱東京 U F J 銀行に改正
ー 5	2008.3.1	①検査員認定に C 種検査員の種別を新たに設け、C 種検査員の中から検査作業責任者を選任することを追加した。 ②検査員証の発行及び更新の手続きの手順を定めた。 ③新規認定及び再認定の有効期間を、一律 5 年とした。 ④認定検査事業者の義務事項の内容を見直し、さらに明確に定めた。 ⑤認定検査事業者に合併等があった場合の承継手続きの手順を定め、著しい変更があった場合には事業所の確認調査を行うこととし、確認調査の手順を追加した。 ⑥「認定基準」の規定内容を見直し、当該基準にチェックリストの機能を持たせ「審査表」を新たに設け、マニュアルに追加した。また、液化石油ガスタンクローリ検査事業者が容器検査所の登録を受けていることを追加した。 ⑦その他、規定内容を見直し修正した。
ー 6	2008.9.1	旅費を含んだ手数料としていたものを手数料と旅費を別に規定した。
ー 7	2009.4.6	機器検査事業部住所等の変更
ー 8	2010.9.27	東北支部住所の変更
ー 9	2011.5.1	①検査員証の発行は機器検査事業部が行うことに改めた。 ②検査員証の更新及び再交付は機器検査事業部が行うことに改めた。 ③検査員証等の申請及び発行に係る様式等を変更した。 ④その他、規定内容を見直し修正した。
ー 1 0	2014.6.1	①社団法人を一般社団法人に変更した。 ②別添から住所等及び振込口座を削除し、担当地域を追記した。 ③別添に所在地等はホームページを参照する旨を追記した。

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル
[機-30304-13]

目 次

1	適用範囲	1
2	用語の定義	1
3	認定の区分	2
4	認定の申請	2
4.1	新規認定	2
4.2	再認定	4
4.3	申請書類の作成	4
4.4	申請の受付	4
5	認定の審査	4
5.1	認定の審査基準	4
5.2	認定の審査	4
5.2.1	認定の審査方法	4
5.2.2	事業所に係る書類審査	4
5.2.3	事業所審査	5
5.2.4	検査員に係る書類審査	5
6	認定の可否の決定	5
7	認定証等の交付等	5
7.1	新規認定に係る認定証等の交付等	5
7.2	再認定に係る認定証等の交付等	5
8	検査員認定	5
8.1	検査員認定の申請	5
8.2	検査員認定の審査	6
8.3	検査員証等の発行等	6
9	検査員証の更新	6
9.1	検査員証の更新申請	6
9.2	検査員証更新の審査	6

9.3	検査員証等の発行等	6
10	認定の有効期間等	6
10.1	新規認定及び再認定に係る有効期間	7
10.2	検査員証の有効期間	7
11	認定検査事業者の義務	7
12	承継	8
12.1	承継の手続き	8
12.2	承継に係る認定の有効期間	9
13	確認調査	9
13.1	確認調査の申請	9
13.2	確認調査の方法	9
13.3	書類審査及び事業所審査	9
13.4	確認調査による承継の可否の決定	9
13.5	確認調査に係る認定証等の交付等	9
14	認定の取消し等	10
15	立入調査	10
16	認定の失効	10
16.1	認定検査事業者に係る認定の失効	10
16.2	検査員に係る認定の失効	10
17	認定証等の再交付等	11
17.1	認定証の再交付	11
17.2	検査員証の再発行	11
18	公表	11
19	手数料及び旅費	11
20	標準処理期間	11
附属書1	液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定基準	13
附属書2	検査員認定基準	28

様式 1	液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定申請書	30
様式 2	液化石油ガスタンクローリ検査事業者再認定申請書	31
様式 3	液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定証	32
様式 4	検査員証	33
様式 5	液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定不合格通知書	34
様式 6	液化石油ガスタンクローリ検査員（認定・更新）申請書	35
様式 7	液化石油ガスタンクローリ検査員認定不合格通知書	36
様式 8	事故届書	37
様式 9	認定検査事業者廃止届書	38
様式 10	変更届書	39
様式 11	精密検査実施年次届書	40
様式 12	普通検査実施年次届書	41
様式 13	承継申請書	42
様式 14	液化石油ガスタンクローリ検査事業者確認調査申請書	43
様式 15	液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定証再交付申請書	44
様式 16	検査員証再発行申請書	45
別添	事務所一覧表	46

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル

[機-30304-13]

1 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が業務方法書第54条に基づき、液化石油ガスタンクローリの検査を適切に実施することができる者として、液化石油ガスタンクローリの検査の事業を行う者（以下「検査事業者」という。）に対して行う認定に適用する。

2 用語の定義

このマニュアルにおいて次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)「液化石油ガスタンクローリ」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 液化石油ガスを移動するための高圧ガス運送自動車用容器、附属品及び設備附属品
- ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）の適用を受ける充てん設備

備考1：「高圧ガス運送自動車用容器」とは、高圧ガス保安法（以下「法」という。）第41条に定める容器のうち、タンク自動車又は被けん引自動車に固定されたものをいう。

備考2：「附属品」とは、法第49条の2に定める附属品をいう。

備考3：「設備附属品」とは、高圧ガス運送自動車用容器に装備されているガス設備、計器等（移動式製造設備を含む。）をいう。

(2)「検査員の種別」とは、検査における職務、資格等に応じて次の①から③までに掲げる「A種検査員」、「B種検査員」及び「C種検査員」の別をいう。

- ①「A種検査員」とは、液化石油ガスタンクローリの外観検査、耐圧試験、気密試験、作動試験、精度検査、残ガス処理、閉止板の取り付け、取り外し及び配管の結合に関する作業並びに試験結果の記録を行う者をいう。
- ②「B種検査員」とは、非破壊試験（極間法磁粉探傷試験、溶剤除去性浸透探傷試験及び超音波厚さ測定に限る。）に関する作業及び試験結果の記録を行う者をいう。
- ③「C種検査員」とは、A種検査員及びB種検査員が行った試験結果に基づき判定を行う者をいう。

(3)「検査」とは、認定された検査事業者（以下「認定検査事業者」という。）が、液化石油ガスタンクローリの所有者等の求めに応じ、本マニュアルに基づき、液化石油ガスタンクローリの所有者等が実施する定期自主検査又は都道府県知事等が実施する保安検査に資するために行う検査（当該検査に係る記録を含む。）のことであって、次の①及び②に示す「精密検査」又は「普通検査」のいずれかにより行うものをいう。

- ①「精密検査」とは、液化石油ガスタンクローリの安全性及び機能を十分確認するため、その設備内の液化石油ガスを排して行う検査であって、当該設備の内外面の腐食状況、割れ等の欠陥及び機能に影響を与える不良個所の有無を点検し、耐

圧性能、気密性能及び肉厚を確認する検査をいう。

- ②「普通検査」とは、液化石油ガスタンクローリの安全性及び機能を確認するため、その施設の設置状態又は使用状態において行う検査であって、当該設備の外面の腐食状況、割れ等の欠陥及び機能に影響を与える不良個所の有無を点検する検査並びに肉厚を確認する検査をいう。

3 認定の区分

認定の区分は、液化石油ガスタンクローリとする。

4 認定の申請

4.1 新規認定

新規認定を受けようとする検査事業者（以下「新規認定申請者」という。）は、事業所ごとに、様式1の「液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定申請書」に次に掲げる書類を添えて、正、副及び控各1通を別添に示す協会機器検査事業部又は各支部（以下「事務所」という。）に提出するものとする。

備考：「事業所」とは、一の所在地において、検査統括者又はその代理者及び所定の検査員が所属し、かつ、必要な検査設備を保有し、検査の業務を行うところをいう。

(1) 企業の概要を示す書類

- ① 申請事業者の経歴
- ② 申請事業者の貸借対照表及び財産目録
- ③ 組織図（部署毎の人員配置数を示したものに限り。）

(2) 審査項目について説明した書類

- ① 経営者の保安及び検査に関する熱意及び配慮
- ② 検査担当部門の組織
- ③ 容器検査所の登録の状況
- ④ 検査従事者数
- ⑤ 検査業務に従事する検査員の資格及び教育訓練
- ⑥ 検査規定類の整備状況
- ⑦ 検査設備の保有又は調達状況
- ⑧ 検査設備の管理状況
- ⑨ 検査実績
- ⑩ 検査記録及びその活用状況
- ⑪ 検査工程管理
- ⑫ 協力会社の管理体制
- ⑬ クレームの処理状況
- ⑭ 事故発生状況
- ⑮ 高圧ガス担当者との連携
- ⑯ 液化石油ガスタンクローリの所有者等との連携
- ⑰ 関連法規の遵守状況
- ⑱ 検査実施状況

備考：「審査項目について説明した書類」とは、附属書1の別表「液化石油ガスタンクローリ検査事業者審査表」（以下「審査表」という。）に掲げる確認項目毎に当該要件に対応した事項を定めた社内規定類の名称、条項、記録類等を引用して説明したものをいう。

(3) (2) の①から⑩までに掲げる事項を規定した社内規定類（③、⑦、⑨、⑭及び⑰に係るものを除く。）

(4) 次に掲げる書類

- ① 検査に関係する者の氏名が記載された検査担当部門の組織図
- ② 容器検査所登録票の写し
- ③ 審査表4.(1)に基づく検査従事者の一覧表
- ④ 保有検査設備の一覧表
- ⑤ 調達検査設備の一覧表
- ⑥ 過去5年間に実施した精密検査の実績一覧表
- ⑦ 過去5年間に実施した普通検査の実績一覧表
- ⑧ 過去5年以内に実施した精密検査の記録の写し（1件）
- ⑨ 過去5年以内に実施した普通検査の記録の写し（1件）
- ⑩ 協力会社の一覧表
- ⑪ ISO9001の認証を取得していることを証する証明書の写し（当該認証を取得している検査事業者に限る。）

(5) 検査員の認定に係る書類

次表左欄に掲げる検査員の種別に応じて、次表右欄に掲げる添付書類及び写真（縦4.5cm×横3.5cmであって、カラー、白黒問わず、無背景のもの、申請6ヶ月以内のもの）をいう。以下同じ。）

備考：「写真」の裏面には、事業所名及び氏名を記載すること。

検査員の種別	添付書類
A種検査員	労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則第11条に基づく講習修了証の写し
	認定の区分に応じ、附属書2「検査員認定基準」（以下「検査員認定基準」という。）1.(1)②に定める要件を満足していることを証する書類の写し
	検査報告書、年次届出書、作業日報等の検査従事経験を証する書類
B種検査員	上欄のA種検査員に係る添付書類又はA種検査員証の写し
	認定の区分に応じ、検査員認定基準の1.(2)②に定める要件を満足していることを証する書類の写し
	検査報告書、年次届出書、作業日報等の検査従事経験を証する書類
C種検査員	上欄のB種検査員に係る添付書類又はB種検査員証の写し
	高圧ガス製造保安責任者免状の写し又は高圧ガス製造保安責任者試験合否通知書の写し
	検査事業所の在籍期間が確認できる履歴書又は社員証の写し 検査報告書、年次届出書、作業日報等の検査従事経験を証する書類

(6) その他協会が指定する書類

4.2 再認定

再認定を受けようとする認定検査事業者（以下「再認定申請者」という。）は、様式2の「液化石油ガスタンクローリ検査事業者再認定申請書」に4.1（1）から（4）まで及び（6）に掲げる書類を添えて、正、副及び控各1通を事務所に提出するものとする。

4.3 申請書類の作成

申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の作成の要領は次による。

- (1) 申請書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。ただし、A4以上の大きさの用紙をA4の大きさに折りたたんで使用する場合はこの限りでない。
- (2) 申請書類は、表紙及び背表紙に「液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定申請書」と表示するとともに申請者名及び申請する事業所名を表示したA4ファイルに綴じる。
- (3) 添付書類には、各書類ごとにインデックスを付す。
- (4) 申請書類の最後に、申請する事業所の連絡担当者及び最寄り駅から当該事業所までの案内図を添付する。

4.4 申請の受付

新規認定及び再認定に係る申請は、事務所において随時受け付けるものとする。

5 認定の審査

5.1 認定の審査基準

認定の審査は、附属書1「液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定基準」（以下「認定基準」という。）に基づいて行う。

5.2 認定の審査

5.2.1 認定の審査方法

認定の審査は、次の（1）及び（2）に掲げる認定の種類に応じ、それぞれ（1）及び（2）に定める方法により行う。

- (1) 新規認定は事業所に係る書類審査及び事業所審査並びに検査員に係る書類審査により行う。
- (2) 再認定は、事業所に係る書類審査及び事業所審査により行う。

5.2.2 事業所に係る書類審査

事業所に係る書類審査は、申請書類を用いて認定基準に基づいて行う。

5.2.3 事業所審査

事業所審査は、次に定めるところにより行う。

- (1) 事業所審査は、事業所において、認定基準に基づいて行う。また、協会は実際に検査を実施している現場においても審査を行うことができるものとする。
- (2) 事業所審査には、事業所を管轄する都道府県職員及び検査事業者審査委員会（以下「委員会」という。）委員が立会うことができるものとする。

5.2.4 検査員に係る書類審査

検査員に係る書類審査は、申請書類を用いて検査員認定基準の1.に基づいて行う。

6 認定の可否の決定

新規認定及び再認定の可否の決定は、次に定めるところによる。

- (1) 審査結果に関する評価は、委員会において行う。
- (2) 協会は、委員会の評価結果に基づき認定の可否を決定する。

7 認定証等の交付等

7.1 新規認定に係る認定証等の交付等

新規認定に係る認定証等の交付等は、次による。

- (1) 協会は、新規認定を可としたときは、新規認定申請者に様式3の「液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定証」（以下「認定証」という。）を交付し、様式4の「検査員証」を発行する。
- (2) 協会は、新規認定を否としたときは、新規認定申請者に対し、様式5の「液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定不合格通知書」（以下「認定不合格通知書」という。）により通知する。

7.2 再認定に係る認定証等の交付等

再認定に係る認定証等の交付等は、次による。

- (1) 協会は、再認定を可としたときは、再認定申請者に認定証を交付する。
- (2) 協会は、再認定を否としたときは、再認定申請者に対し、認定不合格通知書により通知する。

8 検査員認定

8.1 検査員認定の申請

検査員を新たに追加するための認定（以下「検査員認定」という。）を受けようとする認定検査事業者（以下「検査員認定申請者」という。）は、様式6の「液化石油ガスタンクローリ検査員（認定・更新）申請書」に、検査員の種別に応じ、4.1（5）に掲げる添付書類を添えて、機器検査事業部に提出するものとする。

8.2 検査員認定の審査

検査員認定の審査は、検査員認定基準の1.に基づき書類審査により行う。

8.3 検査員証等の発行等

検査員証等の発行等は、次に定めるところによる。

- (1) 協会は、検査員認定を可としたときは、検査員認定申請者に検査員証を発行する。
- (2) 協会は、検査員認定を否としたときは、検査員認定申請者に対し、様式7の「液化石油ガスタンクローリ検査員認定不合格通知書」（以下「検査員不合格通知書」という。）により通知する。

9 検査員証の更新

9.1 検査員証の更新申請

検査員証の更新を受けようとする認定検査事業者（以下「検査員証更新申請者」という。）は、様式6の「液化石油ガスタンクローリ検査員（認定・更新）申請書」に次表左欄に掲げる「検査員の種別」に応じ、次表右欄に掲げる「添付書類」、写真及び更新を受けようとする検査員証の写しを添えて、有効期限の1ヶ月前までに、機器検査事業部に申請するものとする。

検査員の種別	添付書類
A種検査員	検査員認定基準2.(1)の高圧ガスプラント検査技術講習会（検査員資格更新）修了証の写し
B種検査員 C種検査員	検査員認定基準2.(2)①の高圧ガスプラント検査技術講習会（検査員資格更新）修了証の写し ----- 検査員認定基準2.(2)②の非破壊試験技術者資格証明書等の写し

9.2 検査員証更新の審査

検査員証更新の審査は、検査員認定基準の2.に基づき書類審査により行う。

9.3 検査員証等の発行等

検査員証等の発行等は、次に定めるところによる。

- (1) 協会は、検査員証の更新を可としたときは、検査員証更新申請者に検査員証を発行する。
- (2) 協会は、検査員証の更新を否としたときは、検査員証更新申請者に対し、「検査員不合格通知書」により通知する。

10 認定の有効期間等

10.1 新規認定及び再認定に係る有効期間

新規認定及び再認定に係る認定の有効期間は、認定証の交付日から5年間とする。

10.2 検査員証の有効期限

検査員証の有効期限は、次に定めるところによる。

- (1) A種検査員証については、検査員認定基準に掲げる「高圧ガスプラント検査技術講習会修了証」又は「高圧ガスプラント検査技術講習会（検査員資格更新）修了証」の有効期限とする。
- (2) B種検査員証及びC種検査員証については、次の①又は②のいずれか短い期限とする。
 - ① (1)の有効期限
 - ② 検査員認定基準に掲げる「非破壊試験技術者資格証明書」又は「ガスプラント非破壊検査技術者資格証明書」の有効期限のうち最も短い期限

11 認定検査事業者の義務

認定検査事業者は、次に掲げる義務事項を遵守するものとする。

- (1) 法、液石法、関係基準等を遵守すること。
- (2) 経営者は、管理者層の中から検査統括者を選任すること。

備考：「検査統括者」とは、検査に係る業務を統括し、検査全般について責任を有する者をいう。
- (3) 検査統括者は、次の①から③までに掲げる事項を行うこと。
 - ① 事業所ごとにC種検査員の中から検査作業責任者を選任すること。
 - ② 事業所ごとにA種検査員及びB種検査員の中からそれぞれ検査を行う者（以下「検査作業員」という。）を選任すること。
 - ③ 事業所ごとに検査作業責任者及び検査作業員に的確に検査を実施させること。

備考：「検査作業責任者」とは、検査において検査全般の管理・監督及び検査結果の総合判定を行う者をいう。
- (4) 検査の実施に当たっては、適用される関係法令（法、液石法、労働安全衛生法、消防法等）に基づく、届出等を確実に行うこと。
- (5) 検査を実施した液化石油ガスタンクローリに火災、爆発、酸素欠乏等の事故が発生したときは、遅滞なく、様式8の「事故届書」によりその旨を協会に届け出ること。
- (6) 検査は4.1(3)の社内規定類に従い、4.1(4)④及び⑤の保有検査設備及び調達検査設備を用いて行うこと。
- (7) 4.1(2)に掲げる事項について認定基準に適合していないことが判明した場合又は適合しなくなる恐れがある場合には、速やかに検査を停止するとともに様式9の「認定検査事業者廃止届書」を協会に届け出ること。
- (8) 次の①から⑦までに掲げる事項が発生したときは、遅滞なく様式10の「変更届書」に変更内容を説明した書面を添えて協会に届け出ること。

- ① 認定検査事業者の名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったとき
 - ② 認定検査事業者の事業所の名称又は所在地に変更があったとき
 - ③ 検査統括者に変更があったとき
 - ④ 4. 1 (4) ①の検査担当部門の組織図を変更しようとするとき
 - ⑤ 4. 1 (4) ②の容器検査所の登録の効力を失ったとき
 - ⑥ 4. 1 (4) ③の検査従事者の一覧表に変更があったとき
 - ⑦ 4. 1 (4) ④及び⑤の保有検査設備一覧表及び調達検査設備一覧表に変更があったとき
- (9) 認定に係る検査の事業を廃止したときは、遅滞なく、様式9の「認定検査事業者廃止届書」により、その旨を協会に届け出るとともに認定証及び検査員証を返納すること。
- (10) 1年間(4月1日から翌年3月31日まで)に実施した全ての検査実績を様式11の「精密検査実施年次届書」及び様式12の「普通検査実施年次届書」により、毎年5月末日までに協会に届け出ること。
- (11) 補修等のための溶接施工及び溶接管理を行わないこと。
- (12) 認定証の交付にあたって、協会が改善等の条件を付した場合にあっては、これを遵守すること。

1.2 承継

1.2.1 承継の手続き

認定検査事業者において、合併、分割又は譲渡(以下「合併等」という。)があった場合の手続きは、次に定めるところによる。

- (1) 合併等に伴い認定検査事業者に係る組織、設備、検査管理体制等が著しく変更された場合又は変更されると予想される場合を除き、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割によりその事業を承継した法人又はその事業を譲り受けた法人(以下「承継法人」という。)は、認定検査事業者の地位を承継することができる。この場合の手続きは次による。
- ① 承継法人は、合併等の後、速やかに検査を停止するとともに、様式13の「承継申請書」にその事実を証する書面及び合併等の前後における4.1(2)に掲げる事項の対照表を添えて、正副各1通を事務所に提出するものとする。
 - ② 協会は、①の申請内容を確認し、当該事業者の組織、設備、検査管理体制等が著しく変更されていないこと並びに認定の区分に応じた検査員の数及び保有検査設備の数が認定基準に適合していることを確認したとき、認定検査事業者の地位を承継しようとする承継法人に認定証を交付する。なお、承継法人は、当該認定証の交付を受けるまで検査を行ってはならない。
- (2) 合併等に伴い認定検査事業者に係る組織、設備、検査管理体制等が著しく変更された場合又は変更されると予想される場合において、承継法人は、13に定める確認調査を受け、協会から認定証の交付を受けた場合に限り、認定検査事業者の地位を承継することができる。この場合において、承継法人は、合併等の後、速やかに検査を停

止するとともに、当該認定証の交付を受けるまで検査を行ってはならない。

(3) (1) 及び (2) の「組織、設備、検査管理体制等の著しい変更」とは、次の①から③までのいずれかに該当する場合をいう。

- ① 検査員の種別ごとの検査員の数が前回審査時の 4 / 5 未満に減少した場合
- ② 検査設備の種類ごとの保有検査設備の数が前回審査時の 4 / 5 未満に減少した場合
- ③ 審査表の 1、2、5、6、8 又は 12 に係る規定類の内容、記録様式類等を変更した場合

(4) (1) 及び (2) において、承継前の認定検査事業者に所属していた検査員であって、承継法人に引き続き所属する検査員は、その地位を承継することができる。

(5) (1) 及び (2) において、認定証の交付を受けた承継法人は、承継前の認定検査事業者が保有していた認定証を協会に返納しなければならない。

1 2. 2 承継に係る認定の有効期間

承継に係る認定の有効期間は、承継した認定検査事業者の認定の残存期間とする。

1 3 確認調査

1 3. 1 確認調査の申請

確認調査を受けようとする承継法人（以下「確認調査申請者」という。）は、様式 1 4 の「液化石油ガスタンクローリ検査事業者確認調査申請書」に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて、正、副及び控各 1 通を事務所に提出するものとする。

- (1) 合併等の事実を証する書面
- (2) 合併等の前後における 4. 1 (2) に掲げる事項の対照表
- (3) 4. 1 (1)、(2) (①から⑧まで及び⑩から⑫までに係るものに限る。)、(3)、(4) 及び(6)に掲げる書類

1 3. 2 確認調査の方法

確認調査は、事業所に係る書類審査及び事業所審査により行う。

1 3. 3 書類審査及び事業所審査

書類審査及び事業所審査は 5. 2. 2 及び 5. 2. 3 に準じて行う。

1 3. 4 確認調査による承継の可否の決定

確認調査による認定の承継の可否の決定は、6 に準じて行う。この場合において、6 中「認定」とあるのは「承継」と読み替えるものとする。

1 3. 5 確認調査に係る認定証等の交付等

確認調査に係る認定証等の交付等は、次による。

- (1) 協会は、確認調査を可としたときは、確認調査申請者に認定証を交付する。

- (2) 協会は、確認調査を否としたときは、確認調査申請者に対し、認定不合格通知書により通知する。

1 4 認定の取消し等

- (1) 協会は、認定検査事業者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、認定の停止又は認定の取消しを行うことができる。
- ① 1 1に定める義務事項の遵守を怠ったとき
 - ② 法、液石法、労働安全衛生法、その他保安に関する法律に違反したとき
 - ③ 1 1(5)に基づき届け出た事故が、認定検査事業者の検査作業に起因し、社会的に影響を与えたとき
 - ④ 認定の申請等に際し、虚偽の申請を行い認定されたとき
 - ⑤ 認定検査事業者としての管理水準が認定を受けたときと比較して著しく低下したとき
 - ⑥ その他公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため、特に必要があると認められたとき
- (2) 協会は、認定検査事業者に対して(1)の措置を行う場合、その措置内容を委員会に諮るとともに当該認定検査事業者に対して弁明の機会を与える。

1 5 立入調査

協会は、このマニュアルに定める事項の実施に必要な限度において、認定検査事業者の検査体制、検査実施状況等について立入調査を行うことができる。この場合、認定検査事業者は協会の立入調査に協力するものとする。

1 6 認定の失効

1 6. 1 認定検査事業者に係る認定の失効

認定検査事業者は、次のいずれかに該当するときは、当該認定資格を失効するものとする。この場合、認定検査事業者は認定証を協会に返納するものとする。

- (1) 容器検査所の登録の効力を失ったとき
- (2) 認定の有効期間が満了し、再認定を受けなかったとき
- (3) 認定検査事業者が解散、合併等により、検査を行うことができなくなったとき
- (4) 認定検査事業者に合併等があり、承継法人が1 2の規定に基づく手続きを怠ったとき
- (5) 再認定又は確認調査において否となったとき
- (6) 1 4の規定に基づき認定の取消しとなったとき

1 6. 2 検査員に係る認定の失効

検査員は、次のいずれかに該当するときは、当該検査員資格を失効するものとする。この場合、検査員は検査員証を協会に返納するものとする。

- (1) 認定検査事業者を退職したとき

- (2) 検査員証の更新を受けなかったとき
- (3) 所属する認定検査事業者が16.1に該当したとき

17 認定証等の再交付等

17.1 認定証の再交付

協会は、認定検査事業者が認定証を汚し、損じ又は失った場合において、当該認定検査事業者の申請に基づき次に定めるところによりその再交付を行う。

- (1) 認定証の再交付を受けようとする認定検査事業者（以下「認定証再交付申請者」という。）は、様式15の「液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定証再交付申請書」正副各1通を事務所に提出するものとする。
- (2) 協会は、当該申請の内容が確認できたとき認定証再交付申請者に対し認定証の再交付を行う。

17.2 検査員証の再発行

検査員証の発行を受けている認定検査事業者は、検査員証を汚し、損じ又は失った場合において、次に定めるところによりその再発行を受けることができる。

- (1) 検査員証の再発行を受けようとする認定検査事業者（以下「検査員証再発行申請者」という。）は、様式16の「検査員証再発行申請書」に写真を添えて機器検査事業部に提出するものとする。
- (2) 機器検査事業部は、当該申請の内容が確認できたとき検査員証再発行申請者に対し検査員証の再発行を行う。

18 公表

協会は、検査事業者を新規認定したとき、認定検査事業者を再認定したとき、認定検査事業者の認定を取消し若しくは停止したとき又は認定検査事業者において合併等による認定の承継があったとき若しくは認定の失効があったときは、その旨を公表することができる。

19 手数料及び旅費

新規認定、再認定、確認調査、検査員認定、検査員証の更新、承継、認定証の再交付又は検査員証の再発行に係る申請者は、別に定める手数料を申請時に協会に支払うものとする。

また、新規認定、再認定又は確認調査に係る申請者は、手数料のほか、別に定める旅費を事務所が行う請求に基づき、認定証の交付又は認定不合格通知書による通知までに協会に支払うものとする。

なお、協会は、申請受理後、正当な理由がある場合を除き、受納した手数料及び旅費は返金しない。

20 標準処理期間

認定証等の発行までの標準処理期間は、以下に定めるところによるものとする。ただし、12月29日～12月31日、1月1日～1月3日並びに4月及び5月の祝祭日は除くものとする。

- (1) 新規認定、再認定及び確認調査に係る認定証並びに認定不合格通知書の交付等は、委員会の開催日から起算して30日とする。ただし、申請者に起因する理由により遅延する場合にあってはこの限りでない。
- (2) 承継申請及び再交付申請に係る認定証の交付並びに検査員証（更新及び再発行を含む。）及び検査員不合格通知書の発行等は、申請受付日から起算して30日とする。ただし、申請者に起因する理由により遅延する場合にあってはこの限りでない。

附則 このマニュアルは、平成11年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成12年10月1日から適用する。

附則 この改正は、平成16年3月29日から適用する。

附則 この改正は、平成17年3月1日から適用する。

附則 この改正は、平成18年1月4日から適用する。

附則

- 1 この改正のうち確認調査及び承継に係るものは、平成20年9月1日から適用する。
- 2 この改正のうち別添の「事務所及び振込口座」の改正は、平成20年3月31日から適用する。
- 3 この改正のうち1及び2に掲げる改正以外のものは、平成20年3月1日から適用する。ただし、平成20年8月31日までは、従前の例によることを妨げない。
- 4 平成20年9月1日の時点で現に認定証の交付を受けている検査事業者及び検査員証の交付を受けている者は、その認定の有効期限まで、この規定による認定を受けたものとみなす。

附則 この改正は、平成20年9月1日から適用する。

附則 この改正は、平成21年4月6日から適用する。

附則 この改正は、平成22年9月27日から適用する。

附則

- 1 この改正は、平成23年5月1日から適用する。
- 2 平成23年5月1日の時点で現に発行されている検査員証は、当該検査員証の有効期限まで、このマニュアルにより発行されたものとみなす。

附則 この改正は、平成26年6月1日から適用する。

附則 この改正は、平成30年4月1日から適用する。

附則 この改正は、令和元年7月1日から適用する。

附則 この改正は、令和3年8月2日から適用する。

附属書1 液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定基準

1. 審査項目

- (1) 検査事業者に係る審査項目は、次の①から③までに掲げる認定の種類に応じて、当該①から③までに定めるところによる。
- ① 新規認定の審査項目は、別表の「液化石油ガスタンクローリ検査事業者審査表」(以下「審査表」という。)の1から18までとする。
 - ② 再認定の審査項目は、審査表の1から18までとする。
 - ③ 確認調査の審査項目は、審査表の1から8まで及び10から18までとする。
- (2) (1)において、当該検査事業所がISO 9001の認証(認証に係る組織及び製品/サービスの範囲が、申請に係る液化石油ガスタンクローリ検査事業所の組織及びタンクローリの検査業務を包含している場合に限る。)を取得している場合、協会は、認定の審査において、審査表の6、8、12及び13に係る事業所審査を省略することができる。

2. 審査項目等の評価

審査表における確認項目、調査項目及び審査項目の評価は、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 確認項目における評価は、「適」又は「否」とする。
- (2) 調査項目における評価は、確認項目の「適」の数に応じ、次のa、b又はcとする。
- ① a:「適」の数が3分の2を超える場合
 - ② b:「適」の数が3分の1以上、3分の2以下の場合
 - ③ c:「適」の数が3分の1未満の場合
- (3) 審査項目における評価は、調査項目の評価に応じ、A、B又はCとし、その条件はそれぞれ審査表に定める。

3. 認定等の可否

新規認定、再認定及び確認調査において、それぞれ次の(1)から(3)までに定める条件に適合するものを可とする。

- (1) 新規認定の条件
審査表の審査項目の評価において、Cがなく、かつ、Aが14以上であること。
- (2) 再認定の条件
審査表の審査項目の評価において、Cがなく、かつ、Aが14以上であること。
- (3) 確認調査の条件
審査表の審査項目の評価において、Cがなく、かつ、Aが13以上であること。

別表

液化石油ガスタンクローリ検査事業者審査表

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考	
			適	否				
1 経営者の保安及び検査に関する熱意及び配慮	(1) 経営者又は検査統括者(以下「経営者等」という。)は、検査実績に基づく不具合事例等の分析結果の承認を行っていること。	1) 検査実績に基づく不具合事例等を分析するための手順が社内規定で定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c			
		2) 当該不具合事例等の分析結果は経営者等が承認することが社内規定に定められていること。						
		3) 当該社内規定に従い、不具合事例等の分析、承認が行われていること。						
	(2) 経営者等は、認定検査事業者として収集すべき検査技術等に関する情報の種類を定め、当該情報の収集のために必要な予算措置(関連団体への加入を含む。)を講じていること。	1) 認定検査事業者として収集すべき検査技術等に関する情報の種類が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c			<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C
		2) 当該情報の種類には、都道府県等から発行される検査に係る情報、関係法規類及び関係基準が含まれていること。						
(3) 検査技術等に関する情報の整理方法、分類方法、検査員への周知方法及び当該周知の結果の記録方法が社内規定に定められ、当該規定に従い検査員に対する情報の周知が行われていること。	1) 検査技術等に関する情報の整理方法、分類方法等が社内規定で定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c				
	2) 当該社内規定に従い、検査技術等に関する情報の整理、分類等が行われていること。							
(4) 検査員に対する教育訓練のための年間教育計画を経営者等が承認することが社内規定に定められ、かつ、当該社内規定に従い年間教育計画が承認されていること。	1) 検査員に対する教育訓練のための年間教育計画を経営者等が承認することが社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<Bの条件> $b \geq 2$ 、かつ、 $c = 0$			
	2) 当該社内規定に従い、経営者等が年間教育計画を承認していること。							
(5) 事業所審査時に事業所側の責任者として経営者等が出席していること。	事業所審査時に事業所側の責任者として経営者等が出席していること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<Cの条件> $c \geq 1$			

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
2 検査担当部門の組織	(1) 社内規定に組織図が定められており、当該組織図中には、検査担当部門が明確に定められていること。	1) 社内規定に組織図が定められていること。 ----- 2) 当該組織図中には、検査を実施する部門が明確に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
	(2) 検査を実施する部門の職務分掌が社内規定に定められていること。	検査を実施する部門の職務分掌が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c		
	(3) 検査統括者は、検査に係る業務を統括し、検査全般に責任を有することが社内規定に定められていること。	検査統括者は、検査に係る業務を統括し、検査全般に責任を有することが社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c		
	(4) 検査作業責任者は、検査員その他の作業員の指揮及び監督、検査工程の管理並びに検査結果全般の判定を行う権限を有し、かつ、検査作業について全責任を有する者であること。	1) 検査作業責任者は、検査作業員及び協力会社の作業員を含む作業員の指揮並びに監督を行うことが社内規定に定められていること。 ----- 2) 検査作業責任者は、検査作業に全責任を有することが社内規定に定められていること。 ----- 3) 検査作業責任者は、検査工程表及び検査日報の承認を行うことが社内規定に定められていること。 ----- 4) 当該社内規定に従い、検査作業責任者は、検査員等の指揮、監督並びに検査工程表及び検査日報の承認を行っていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
	(5) 他の部門(以下「他部門」という。)と職務を兼務する者(以下「兼務者」という。)が、検査業務を行う場合、検査統括者の指揮・命令下に入ることが社内規定で定められ、当該規定に従い兼務者が管理されていること。	1) 兼務者は、辞令等により兼務している部門が明確であること。 ----- 2) 兼務者が検査業務を行う場合、当該検査業務を管理する検査統括者の指揮・命令下に入ることが社内規定で定められていること。 ----- 3) 当該社内規定に従い、兼務者が管理されていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		<Bの条件> b ≥ 2、かつ、 c = 0 <Cの条件> c ≥ 1

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考					
			適	否								
3 容器検査所の登録の状況	法第50条に基づき、液化石油ガスタンクローリに装備された高圧ガス運送自動車用容器の再検査を行うための容器検査所の登録を受けていること。	1) 容器検査所登録票の交付を受けていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A						
		2) 当該登録票記載の「容器再検査をする容器の種類」は、液化石油ガスタンクローリに装備された高圧ガス運送自動車用容器の再検査を行うために十分であること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> C 〈Cの条件〉 c ≥ 1						
4 検査従事者数	(1) 検査従事者の経歴、取得資格等が一覧表で管理されるよう社内規定で定められ、かつ、当該社内規定に従い一覧表が作成されていること。	1) 検査従事者の経歴、取得資格等を一覧表で管理することが社内規定で定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C						
	(2) 必要な種別の検査員が、必要な人数配置されていること。	2) 当該規定に従い、一覧表が作成されていること。 次表左欄に掲げる検査員の種別に応じた検査員を同表右欄に掲げる人数配置していること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>検査員の種別</th> <th>人数(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種検査員</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>B種検査員</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>C種検査員</td> <td>1人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：複数の資格を有する一人の検査員を複数の種別の検査員として検査員の配置の人数に含めることはできない。 ※2：B種検査員の資格を有する検査員をA種検査員として、C種検査員の資格を有する検査員をA種検査員又はB種検査員として配置することができる。</p>	検査員の種別	人数(※)	A種検査員			1人以上	B種検査員	1人以上	C種検査員	1人以上
検査員の種別	人数(※)											
A種検査員	1人以上											
B種検査員	1人以上											
C種検査員	1人以上											

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
5 検査業務に従事する検査員の資格及び教育訓練	(1) 検査員の検査業務範囲が社内規定に定められ、その内容は検査員の種別に応じて適切であること。また、当該社内規定に従い検査を実施していること。	1) 検査員の検査業務範囲が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
		2) 検査員の種別に応じた検査業務範囲は次の①から③に適合するよう社内規定に定められていること。 ① A種検査員：液化石油ガスタンクローリの外観検査、耐圧試験、気密試験、作動試験、精度検査、残ガス処理、閉止板の取り付け、取り外し及び配管の結合に関する作業並びに試験結果の記録を行うことができる。 ② B種検査員：非破壊試験（極間法磁粉探傷試験、溶剤除去性染色浸透探傷試験及び超音波厚さ測定）に関する作業及び試験結果の記録を行うことができる。 ③ C種検査員：A種検査員及びB種検査員が行った試験結果に基づき、判定を行うことができる。					
		3) 検査員は当該社内規定に従い、定められた範囲の検査業務を実施していること。					
	(2) 検査員は有効期限内の検査員証を保持していること。 (新規認定の場合にあっては、適用しない。)	検査員は有効期限内の検査員証を保持していること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c		
	(3) 検査員に対する適切な教育訓練の手順が社内規定に定められ、かつ、当該社内規定に従い検査員の教育訓練が行われていること。	1) 検査員の教育訓練の手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<Bの条件> b ≥ 1、かつ、 c = 0 <Cの条件> c ≥ 1	
2) 当該手順には、定期的に年間教育計画を立てた上で教育訓練を実施し、記録を作成する事が定められていること。							
3) 当該社内規定に従い、年間教育計画が立てられ、教育訓練が実施され、かつ、記録が作成されていること。							

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
6 検査規定類の整備状況	(1) 規定類の制定、改廃、配布、周知等の手順が社内規定に定められ、当該社内規定に従い規定類の管理が行われていること。	1) 規定類の制定及び改廃の手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
		2) 規定類の制定及び改廃の手順には、規定類を制定又は改廃した時は、改訂履歴を作成することが含まれていること。					
3) 規定類を制定又は改廃した時の規定類の配布方法、旧版の回収方法等が社内規定に定められていること。							
4) 当該社内規定に従い、規定類の配布、旧版の回収等が行われていること。							
5) 規定類を制定又は改廃した時、その内容を検査員等へ周知するための方法が社内規定に定められていること。							
6) 当該社内規定に従い、規定類の制定又は改廃の内容の周知が行われていること。							
7) 規定類の管理は管理台帳等を用いて行うことが社内規定に定められていること。							
8) 当該社内規定に従い、管理台帳等を用いて規定類の管理が行われていること。							
(2) 検査を実施するための手順等を定めた検査規定が定められていること。また、当該検査規定の内容は適切なものであること。	1) 検査を実施するための手順等を定めた検査規定が定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
	2) 検査規定は法、液石法、その他関連規格、基準等に整合するものであること。						
	3) 検査規定には、使用する検査設備を含めた具体的検査方法及び判定基準が定められていること。						
	4) 検査規定には、検査に不合格となった場合の処置方法が定められていること。						
	5) 検査規定には、法令に基づく安全対策及び労働安全衛生法に基づく労働災害防止の措置（容器内作業時の容器外における監視人の配置等）が定められていること。						

<Bの条件>
 $b \geq 1$ 、かつ、
 $c = 0$
 <Cの条件>
 $c \geq 1$

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
7 検査設備の保有 又は調達状況	検査設備を適切な数保有又は調達していること。	<p>次の検査設備を保有していること。ただし、★印を付した検査設備は調達することができる。</p> <p>(1) 気密試験設備 (2) 耐圧試験設備 (3) 超音波厚さ計（標準試験片を含む。） (4) 磁粉探傷試験装置（ブラックライト、標準試験片を含む。） (5) 浸透探傷試験装置（標準試験片を含む。） ★(6) 超音波探傷試験装置 ★(7) 放射線透過試験装置 (8) ダイヤルディプスゲージ (9) 弁試験設備 (10) 圧力基準器（重錘型） (11) 圧力計 (12) 基準温度計 (13) 温度計 (14) 酸素濃度測定器（電気系統の防爆措置を講じたものに限る。） (15) 液化石油ガス検知器（電気系統の防爆措置を講じたものに限る。） (16) 絶縁抵抗測定器 (17) 送風機（電気系統の防爆措置を講じたものに限る。） (18) 写真機（接写可能なものに限る。） (19) ガス燃焼設備 (20) 照明設備（電気系統の防爆措置を講じたものに限る。） ★(21) 吸排水ポンプ ★(22) 足場 (23) その他必要な治工具類 (24) 容器乗せ換え用荷役設備 ★(25) 転倒角測定設備</p>			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C	<p><Cの条件> c ≥ 1</p>

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
8 検査設備の管理状況	(1) 検査設備を管理台帳で管理することが社内規定で定められ、当該社内規定に従い検査設備の管理が行われていること。	1) 検査設備を管理台帳で管理することが社内規定で定められていること。 ----- 2) 当該社内規定に従い、検査設備の管理台帳が作成されていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
	(2) 検査設備の使用前点検の手順、方法、判定基準等が社内規定に定められ、当該社内規定に従い検査設備の使用前点検が行われ、点検記録が整備されていること。	1) 検査設備の使用前点検の手順が社内規定に定められていること。 ----- 2) 検査設備の使用前点検の点検項目、点検方法、判定基準等が社内規定に定められていること。 ----- 3) 検査設備の使用前点検結果の記録様式が社内規定に定められていること。 ----- 4) 当該社内規定に従い、使用前点検が行われ、かつ、点検記録が整備されていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
	(3) 検査設備の定期点検の手順、方法、判定基準、点検周期等が社内規定に定められ、当該規定に基づき点検が行われ、点検記録が整備されていること。	1) 検査設備の定期点検の手順が社内規定に定められていること。 ----- 2) 検査設備の定期点検の点検項目、点検方法、判定基準、点検周期等が社内規定に定められていること。 ----- 3) 検査設備の定期点検結果の記録様式が社内規定に定められていること。 ----- 4) 当該社内規定に従い、定期点検が行われ、かつ、点検記録が整備されていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<Bの条件> b ≥ 1、かつ、 c = 0 <Cの条件> c ≥ 1	
9 検査実績	最近5年間に適切な検査実績を有すること。	最近5年間に精密検査の実績が3台以上であること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C <Cの条件> c ≥ 1	

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
10 検査記録及びその活用状況	(1) 検査記録には、検査の結果、検査実施者名等が記録され、かつ、検査を行った液化石油ガスタンクローリ毎に6年間保管されていること。	1) 検査記録の様式が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
		2) 検査記録の様式は、検査の結果が記録されるように定められていること。					
		3) 検査記録の様式は、検査実施者名が記録されるように定められていること。					
		4) 検査記録は検査を行った液化石油ガスタンクローリ毎に整理して保管することが社内規定に定められていること。					
		5) 検査記録は6年間保存することが社内規定に定められていること。					
		6) 当該社内規定に従い、検査記録が作成されていること。					
		7) 当該社内規定に従い、検査記録が検査を行った液化石油ガスタンクローリ毎に整理して6年間保管されていること。					
	(2) 検査は、その種類に応じた有資格者が実施していること。	1) 検査は、その種類に応じた有資格者が実施することが社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
		2) 非破壊試験を協力会社に依頼する場合は、その依頼内容に応じて、有資格者に依頼することが社内規定に定められていること。					
		3) 当該社内規定に従い、有資格者が検査を実施していること。					
	(3) 検査の総合判定の手順及び検査記録の作成、承認等の手順が定められ、当該手順に従い検査記録が作成されていること。	1) 検査記録の作成、審査及び承認の手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<Bの条件> $b \geq 1$ 、かつ、 $c = 0$ <Cの条件> $c \geq 1$	
		2) 検査の総合判定は、検査作業責任者が実施することが社内規定に定められていること。					
		3) 検査記録の承認を検査統括者が行うことが社内規定に定められていること。					
		4) 当該社内規定に従い、検査記録の作成及び審査が行われ、検査作業責任者が検査の総合判定を行い、かつ、検査統括者が検査記録の承認を行っていること。					

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
11 検査工程管理	(1) 液化石油ガスタンクローリごとに検査工程表を作成するための手順、様式等が社内規定に定められ、当該社内規定に従い検査工程表が作成されていること。	1) 液化石油ガスタンクローリごとに検査工程表を作成するための手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
		2) 検査工程表の様式が社内規定に定められていること。					
		3) 検査工程表の様式には、精密検査又は普通検査の別、検査作業工程名称毎の作業日程、検査作業責任者名及び検査従事者名が記載されるように定められていること。					
		4) 検査工程表は6年間保管することが社内規定に定められていること。					
		5) 当該社内規定に従い検査工程表が作成されていること。					
		6) 当該社内規定に従い、検査工程表が6年間保管されていること。					
	(2) 検査日報は、適切に記載され、かつ、6年間保管されていること。	1) 毎日検査日報を作成することが社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<Bの条件> b ≥ 1、かつ、 c = 0 <Cの条件> c ≥ 1
		2) 検査日報の様式が社内規定に定められていること。					
		3) 検査日報の様式には、検査作業責任者名、検査従事者名、協力会社の作業員名(会社名を含む)、検査内容及び作業開始・終了時間が記載されるように定められていること。					
		4) 検査日報は6年間保管することが社内規定に定められていること。					
		5) 当該社内規定に従い、検査日報が作成されていること。					
		6) 当該社内規定に従い、検査日報が6年間保管されていること。					

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
12 協力会社の管理体制	(1) 協力会社の能力評価に基づく選定手順が社内規定に定められ、当該社内規定に従い協力会社の選定が行われていること。	1) 協力会社の能力評価に基づく選定手順が社内規定に定められていること。 ----- 2) 当該社内規定に従い協力会社の選定が行われていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
	(2) 選定された協力会社は、その名称及び依頼する業務範囲を明確にした協力会社一覧表により管理し、当該一覧表に基づき定期的に見直すことが社内規定に定められ、かつ、当該社内規定に従い協力会社の管理、見直し等が行われていること。	1) 協力会社一覧表の様式が社内規定に定められていること。 ----- 2) 協力会社一覧表の様式は、協力会社の名称及び依頼する業務範囲を記載するよう定められていること。 ----- 3) 協力会社は、協力会社一覧表に基づき定期的に見直すことが社内規定に定められていること。 ----- 4) 当該社内規定に従い、協力会社一覧表が作成されていること。 ----- 5) 当該社内規定に従い、協力会社は定期的に見直されていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
	(3) 協力会社への発注の手順、管理方法及び教育訓練方法が社内規定で定められ、当該社内規定に従い協力会社への発注、教育訓練等が行われていること。	1) 協力会社への発注の手順が社内規定で定められていること。 ----- 2) 当該社内規定に従い、協力会社への発注が行われていること。 ----- 3) 協力会社へ作業を依頼する際、あらかじめ安全教育、作業内容の説明、作業結果の報告に関する説明等を実施し、記録することが社内規定に定められていること。 ----- 4) 当該社内規定に従い協力会社への安全教育、説明等が行われていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
	(4) 弁、回転機等であって、気密試験を必要とするものの分解点検・整備を当該機器の製造業者等の協力会社に依頼する場合であっても、気密試験は、自らの責任のもとで実施（自ら実施又は立会検査）していること。	1) 弁、回転機等であって、気密試験を必要とするものの分解点検・整備を当該機器の製造業者等の協力会社に依頼する場合であっても、気密試験は、自らの責任のもとで実施することが社内規定に定められていること。 ----- 2) 当該社内規定に従い、気密試験を自らの責任のもとで実施していること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
13 クレームの処理状況	(1) クレームがあった場合は、原因究明を行い、当該原因に基づき再発防止策を講じ、それらを記録することが社内規定に定められ、かつ、当該社内規定に従いクレームに係る原因究明、記録等が行われていること。	1) クレームがあった場合の処理の手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
		2) クレームがあった場合は、原因究明を行い、当該原因に基づき再発防止策を講じ、それらを記録することが社内規定に定められていること。					
3) 当該社内規定に従いクレームに係る原因究明、記録等が行われていること。							
	(2) クレーム処理の記録は、6年間保管されていること。	1) クレーム処理の記録は、6年間保管することが社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<Bの条件> $b \geq 1$ 、かつ、 $c = 0$ <Cの条件> $c \geq 1$	
		2) 当該社内規定に従い、クレーム処理の記録が、6年間保管されていること。					
14 事故発生状況	最近5年間に検査業務に起因し、社会的に影響を与えた事故がないこと。	最近5年間に検査業務に起因し、社会的に影響を与えた事故がないこと。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C <Cの条件> $c \geq 1$	
15 高圧ガス担当者との連携	(1) 保安検査に立会う場合にあっては、都道府県担当者に協力していること。	保安検査に立会う場合にあっては、都道府県担当者に協力していること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
	(2) 検査中に重大な不具合が発生したときは、速やかに都道府県担当者に報告していること。	1) 検査中に肉厚不足、漏れ等の重大な不具合が発生したときは、当該不具合内容を速やかに都道府県担当者に報告することが社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<Bの条件> $b \geq 1$ 、かつ、 $c = 0$ <Cの条件> $c \geq 1$	
		2) 当該社内規定に従い、検査中に重大な不具合が発生したときは、速やかに都道府県担当者に報告していること。					

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
16 液化石油ガスタンクローリの所有者等との連携	(1) 検査に先立って、液化石油ガスタンクローリの所有者等と事前打合せを行い、当該打ち合わせ内容を記録することが社内規定で定められていること。また、当該社内規定に従い、事前打ち合わせが行われ、その内容が記録され、かつ、6年間保管されていること。	1) 検査に先立ち、液化石油ガスタンクローリの所有者等との事前打合せを実施することが社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
		2) 事前打合せ記録の様式が社内規定に定められていること。					
		3) 事前打ち合わせ記録は6年間保管するよう社内規定に定められていること。					
		4) 当該社内規定に従い、検査に先立って液化石油ガスタンクローリの所有者等との事前打合せが行われていること。					
		5) 当該社内規定に従い、事前打ち合わせ記録が作成されていること。					
		6) 当該社内規定に従い、事前打ち合わせ記録が6年間保管されていること。					
	(2) 検査において発見された不具合内容を記録し、液化石油ガスタンクローリの所有者等に報告するための手順、様式等が社内規定に定められていること。また、当該社内規定に従い不具合内容が記録され、かつ、報告が行われていること。	1) 検査において発見された不具合内容を記録するための様式が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
2) 検査において発見された不具合内容を当該記録を用いて、速やかに液化石油ガスタンクローリの所有者等に報告するための手順が社内規定に定められていること。							
		3) 当該社内規定に従い、不具合内容が記録されていること。					<Bの条件> $b \geq 1$ 、かつ、 $c = 0$
		4) 当該社内規定に従い、不具合内容が液化石油ガスタンクローリの所有者等に速やかに報告されていること。					<Cの条件> $c \geq 1$
17 関連法規の遵守状況	(1) 法令に従い、必要に応じて製造、販売等に係る許可、届出等が適切に行われ、かつ、それらの維持が適切に行われていること。	法令に従い、必要に応じて製造、販売等に係る許可、届出等が適切に行われ、かつ、それらの維持が適切に行われていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C	
	(2) 最近5年間に法令に基づく行政処分を受けた事実がないこと。	最近5年間に法令に基づく行政処分を受けた事実がないこと。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> c	<Cの条件> $c \geq 1$	

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
18 検査実施状況	(1) 残ガス処理を、法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) 残ガス処理の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
		2) 当該手順は、法、関係基準等に整合していること。					
		3) 当該社内規定に従い、残ガス処理が実施されていること。					
	(2) 肉厚測定を含む非破壊試験を、法、液石法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) 肉厚測定を含む非破壊試験の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
		2) 当該手順は、法、液石法、関係基準等に整合していること。					
		3) 当該社内規定に従い、非破壊試験が実施されていること。					
	(3) 液化石油ガスタンクローリの外観検査を、法、液石法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) 液化石油ガスタンクローリの外観検査の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
		2) 当該手順は、法、液石法、関係基準等に整合していること。					
		3) 当該社内規定に従い、液化石油ガスタンクローリの外観検査が実施されていること。					
	(4) 設備附属品の分解点検・整備の実施手順が社内規定に定められ、かつ、当該社内規定に従い分解点検・整備が実施されていること。	1) 設備附属品の分解点検・整備の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
		2) 当該社内規定に従い、設備附属品の分解点検・整備が実施されていること。					
	(5) 設備附属品の耐圧試験を、法、液石法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) 設備附属品の耐圧試験の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
		2) 当該手順は、法、液石法、関係基準等に整合していること。					
		3) 当該社内規定に従い、設備附属品の耐圧試験が実施されていること。					

審査項目	調査項目	確認項目	確認項目評価		調査項目評価	審査項目評価	備考
			適	否			
	(6) 圧力計検査及び温度計検査を、法、液石法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) 圧力計検査及び温度計検査の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
		2) 当該手順は、法、液石法、関係基準等に整合していること。					
		3) 当該社内規定に従い、圧力計検査及び温度計検査が実施されていること。					
	(7) 設備附属品の作動試験を、法、液石法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) 設備附属品の作動試験の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c		
2) 当該手順は、法、液石法、関係基準等に整合していること。							
3) 当該社内規定に従い、設備附属品の作動試験が実施されていること。							
(8) ガス漏洩検知警報設備等の必要な設備の点検を、法、液石法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) ガス漏洩検知警報設備等の必要な設備の点検の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c			
	2) 当該手順は、法、液石法、関係基準等に整合していること。						
	3) 当該社内規定に従い、ガス漏洩検知警報設備等の必要な設備の点検が実施されていること。						
(9) 液化石油ガスタンクローリの気密試験を、法、液石法、関係基準等に基づき、確実に実施していること。	1) 液化石油ガスタンクローリの気密試験の実施手順が社内規定に定められていること。			<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	<Bの条件> $b \geq 2$ 、かつ、 $c = 0$ <Cの条件> $c \geq 1$		
	2) 当該手順は、法、液石法、関係基準等に整合していること。						
	3) 当該社内規定に従い、液化石油ガスタンクローリの気密試験が実施されていること。						

附属書2 検査員認定基準

検査員認定の基準は、次の1.に掲げるところによる。また、検査員認定の更新のための基準は、次の2.に掲げるところによる。

1. 検査員認定の基準

検査員認定の基準は、検査員の種別に応じ、次の(1)から(3)までに掲げるところによる。

(1) A種検査員

次の①から③までに掲げる要件を全て満足していること。

- ① 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則第11条に基づく「酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」の交付を受けていること。
- ② (一社)日本エルピーガスプラント協会(以下「JLPA」という。)の「高圧ガスプラント検査技術講習会」を受講し、「高圧ガスプラント検査技術講習会修了証」の交付を受けていること。
- ③ 液化石油ガスタンクローリの精密検査において、3台以上の検査従事経験を有すること。

(2) B種検査員

次の①から③までに掲げる要件を全て満足していること。

- ① A種検査員の要件を満足していること。
- ② 磁粉探傷試験技術者資格レベル1以上、浸透探傷試験技術者資格レベル1以上及び超音波厚さ測定試験技術者資格レベル1以上の資格証明書の交付を受けていること。

備考1:「磁粉探傷試験技術者資格」とは、(一社)日本非破壊検査協会(以下「JSNDI」という。)の極間法磁粉探傷検査に係る非破壊試験技術者資格又はJLPAの極間法磁粉探傷検査に係るガスプラント非破壊検査技術者資格をいう。

備考2:「浸透探傷試験技術者資格」とは、JSNDIの溶剤除去性浸透探傷検査に係る非破壊試験技術者資格又はJLPAの染色浸透探傷検査に係るガスプラント非破壊検査技術者資格をいう。

備考3:「超音波厚さ測定試験技術者資格」とは、JSNDIの超音波厚さ測定に係る非破壊試験技術者資格又はJLPAの超音波厚さ測定に係るガスプラント非破壊検査技術者資格をいう。

- ③ ②の資格を取得した後、液化石油ガスタンクローリの精密検査において、磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び超音波厚さ測定試験について、それぞれ3台以上の検査従事経験を有していること。

(3) C種検査員

次の①から④までに掲げる要件を全て満足していること。

- ① B種検査員の要件を満足していること。
- ② 「高圧ガス製造保安責任者試験(甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械又は

丙種化学に限る。)」に合格していること。

- ③ 当該事業所において、2年以上の検査従事経験を有していること。
- ④ 液化石油ガスタンクローリの精密検査において、3台以上の検査従事経験を有すること。

2. 検査員証の更新のための基準

検査員認定の更新のための基準は、検査員の種別に応じ、次の(1)及び(2)に掲げるところによる。

(1) A種検査員

JLP Aの「高圧ガスプラント検査技術講習会(検査員資格更新)」を受講し、「高圧ガスプラント検査技術講習会(検査員資格更新)修了証」の交付を受けていること。

(2) B種検査員及びC種検査員

次の①及び②に掲げる要件を全て満足していること。

- ① 2.(1)に定める要件
- ② 磁粉探傷試験技術者資格レベル1以上、浸透探傷試験技術者資格レベル1以上及び超音波厚さ測定試験技術者資格レベル1以上の資格証明書等の交付を受けていること。

様式 1

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定申請書			
*整理番号		*受理年月日	
検査事業者の名称		検査事業者の所在地	
検査を実施する事業所の名称		検査を実施する事業所の所在地	
検査統括者の氏名			
検査員の氏名	A 種		
	B 種		
	C 種		
連絡担当者の氏名		連絡先	
検査員証に係る検査員氏名等の J L P A への情報提供 (いずれかに O)		同意する	同意しない
備考			

年 月 日

名称
代表者 役職 氏名

高圧ガス保安協会 会長 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. ※印の欄は記載しないこと。

この申請に係わる個人情報の取扱いについて、高圧ガス保安協会は、取得した個人情報を検査事業者の認定及び検査員の認定に必要な範囲内で利用します。
また、「検査員証に係る検査員氏名等の J L P A への情報提供」の欄が同意されている場合、J L P A からの求めに応じ、発行する検査員証に係る検査員氏名、認定検査事業所名、認定番号、検査員証の番号、発行日及び有効期限を J L P A に提供します。
J L P A に提供する情報は、検査員講習（A 種更新講習）の案内送付及び検査員証の有効期限の案内に利用されます。
申請者は、この申請書に記載された氏名本人に対しその旨を文書で通知し、本人の同意を得て申請下さい。

様式 2

液化石油ガスタンクローリ検査事業者再認定申請書					
*整理番号				*受理年月日	
認定番号	K T -	初回認定 年 月	年 月	前回認定 有効期間	年 月 日 まで
検査事業者の名称			検査事業者の所在地		
検査を実施する 事業所の名称			検査を実施する 事業所の所在地		
検査統括者の氏名					
検査員 の 氏 名	A 種				
	B 種				
	C 種				
連絡担当者の氏名			連絡先		
備考					

年 月 日

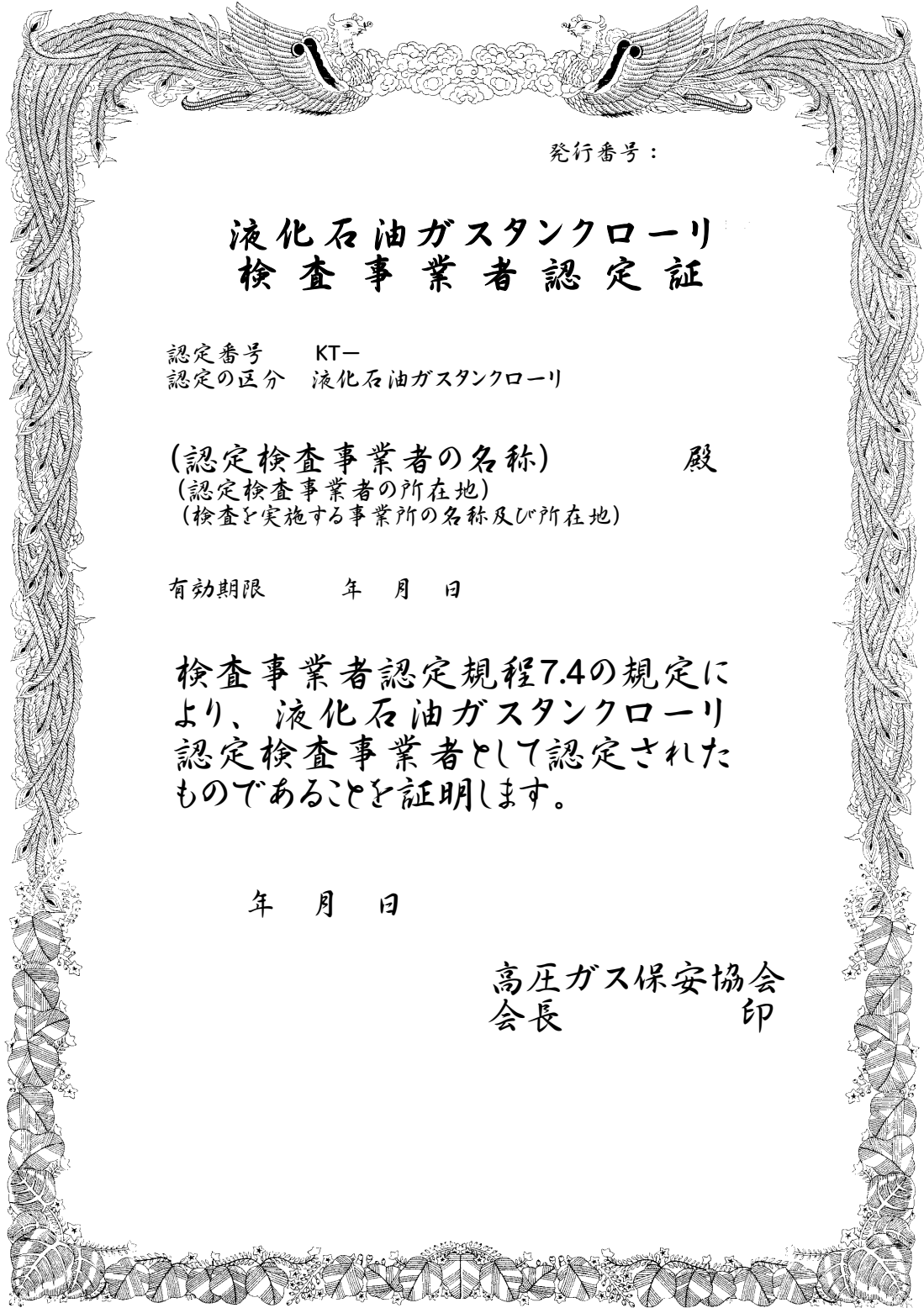
名称
代表者 役職 氏名

高圧ガス保安協会 会長 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. ※印の欄は記載しないこと。

この申請に係わる個人情報の取扱いについて、高圧ガス保安協会は、取得した個人情報を検査事業者の認定及び検査員の認定に必要な範囲内で利用します。
申請者は、この申請書に記載された氏名本人に対しその旨を文書で通知し、本人の同意を得て申請下さい。

様式 3



発行番号：

液化石油ガスタンクローリ
検査事業者認定証

認定番号 KT-
認定の区分 液化石油ガスタンクローリ

(認定検査事業者の名称) 殿
(認定検査事業者の所在地)
(検査を実施する事業所の名称及び所在地)

有効期限 年 月 日

検査事業者認定規程7.4の規定により、液化石油ガスタンクローリ認定検査事業者として認定されたものであることを証明します。

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 印

様式 4

〈表面〉

検査員証	
認定検査事業者名	
認定番号	
検査員の種別	
検査員証の番号	
検査員氏名	
発行日	
有効期限	
高圧ガス保安協会 	

〈裏面〉

注 意 事 項
1. 作業中は、必ず本証を携帯すること。
2. 本証を汚し、損じ又は失ったときは、再交付の申請をすること。
3. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
4. 本証の記載事項を書き直し、又は写真を張り替えないこと。
5. 有効期限内に資格要件の更新手続きを終えること。

様式 5

年 月 日

殿

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定不合格通知書

高 圧 ガ ス 保 安 協 会
会 長 印

貴社より申請がありました、新規認定 再認定 確認調査についてその内容を審査した結果、下記のとおり不合格となりましたので通知します。

記

1. 整理番号
2. 検査事業者の名称及び所在地
3. 不合格の内容

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式 6

液化石油ガスタンクローリ検査員（認定・更新）申請書			
申請の区分（いずれかに○）		認定・更新	
整理番号		受理年月日	年 月 日
検査事業者の名称		検査事業者の所在地	
事業所の名称		事業所の所在地	
認定番号	K T -	検査事業者の 認定有効期限	年 月 日
検査員の氏名			
A種検査員			
B種検査員			
C種検査員			
連絡担当者の氏名		連絡先	
検査員証に係る検査員氏名等のJLP Aへの情報提供（いずれかに○）	同意する		同意しない
備 考			

年 月 日

名称
代表者 役職 氏名

高圧ガス保安協会 会長 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ※印の欄は記載しないこと。

この申請に係る個人情報の取扱いについて、高圧ガス保安協会は、取得した個人情報を検査事業者の認定及び検査員の認定に必要な範囲内で利用します。
また、「検査員証に係る検査員氏名等のJLP Aへの情報提供」の欄が同意されている場合、JLP Aからの求めに応じ、発行する検査員証に係る検査員氏名、認定検査事業所名、認定番号、検査員証の番号、発行日及び有効期限をJLP Aに提供します。
JLP Aに提供する情報は、検査員講習（A種更新講習）の案内送付及び検査員証の有効期限の案内に利用されます。
申請者は、この申請書に記載された氏名本人に対しその旨を文書で通知し、本人の同意を得て申請下さい。

様式 7

年 月 日

殿

液化石油ガスタンクローリ検査員認定不合格通知書

高 圧 ガ ス 保 安 協 会
会 長 印

貴社より申請がありました検査員認定について、その内容を審査した結果、下記のとおり不合格となりましたので通知します。

記

1. 整理番号
2. 検査事業者の名称及び所在地
3. 不合格の内容

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式 8

年 月 日

高圧ガス保安協会 会長 殿

名称
代表者 役職 氏名

事 故 届 書

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル 11（5）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 液化石油ガスタンクローリ認定検査事業者の名称及び所在地
2. 事故発生日時
3. 事故発生場所
4. 事故の状況（人的、物的損害等）
5. その他

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式 9

年 月 日

高圧ガス保安協会 会長 殿

名称
代表者 役職 氏名

認定検査事業者廃止届書

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル 11（7）（又は11（9））の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 液化石油ガスタンクローリ認定検査事業者の名称及び所在地
2. 廃止の年月日
3. 廃止の理由
4. その他

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式 10

年 月 日

高圧ガス保安協会 会長 殿

名称
代表者 役職 氏名

変 更 届 書

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル 11（8）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 液化石油ガスタンクローリ認定検査事業者の名称及び所在地
2. 変更の内容
3. 変更の年月日
4. 変更の理由
5. その他

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式 1 1

年 月 日

高圧ガス保安協会 会長 殿

名称
代表者 役職 氏名

精密検査実施年次届書

認定検査事業者の名称		認定番号		K T —	
事業所の名称					
期 間		年 月 日 から 年 月 日まで			
No.	液化石油ガスタンクローリ 所有者等の名称	車両番号	容器の記号 及び番号	検査期間	備 考
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	

様式 1 2

年 月 日

高圧ガス保安協会 会長 殿

名称
代表者 役職 氏名

普通検査実施年次届書

認定検査事業者の名称				認定番号	K T —
事業所の名称					
期 間		年 月 日 から 年 月 日まで			
No.	液化石油ガスタンクローリ 所有者等の名称	車両番号	容器の記号 及び番号	検査期間	備 考
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	
				/ ~ /	

様式 13

承 継 申 請 書

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定マニュアル 12.1 (1)の規定に基づき、次のとおり認定検査事業者の認定の承継を受けたいので、申請します。

*整理番号		*受理年月日	
	合併等の前	合併等の後	
検査事業者の名称 及び所在地			
代表者の氏名			
事業所の名称 及び所在地			
連絡担当者氏名			
連絡先			
備考			

年 月 日

名称
代表者 役職 氏名

高圧ガス保安協会 会長 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ※印の欄は記載しないこと。

様式 14

液化石油ガスタンクローリ検査事業者確認調査申請書			
※整理番号		※受理年月日	
確認調査を受けようとする検査事業者の名称		確認調査を受けようとする検査事業者の所在地	
確認調査を受けようとする事業所の名称		確認調査を受けようとする事業所の所在地	
検査統括者の氏名			
認定番号	K T -	検査事業者の認定有効期間	
検査員の氏名	A 種		
	B 種		
	C 種		
連絡担当者の氏名		連絡先	
備考			

年 月 日

名称
代表者 役職 氏名

高圧ガス保安協会 会長 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. ※印の欄は記載しないこと。

この申請に係わる個人情報の取扱いについて、高圧ガス保安協会は、取得した個人情報を検査事業者の認定及び検査員の認定に必要な範囲内で利用します。

申請者は、この申請書に記載された氏名本人に対しその旨を文書で通知し、本人の同意を得て申請下さい。

様式 15

液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定証再交付申請書			
※整理番号		※受理年月日	
検査事業者の名称		検査事業者の所在地	
事業所の名称		事業所の所在地	
認定番号	K T -		
交付年月日		認定有効期限	
再交付の理由			
連絡担当者の氏名		連絡先	
備考			

年 月 日

名称
代表者 役職 氏名

高圧ガス保安協会 会長 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. ※印の欄は記載しないこと。

この申請に係わる個人情報の取扱いについて、高圧ガス保安協会は、取得した個人情報を検査事業者の認定及び検査員の認定に必要な範囲内で利用します。

申請者は、この申請書に記載された氏名本人に対しその旨を文書で通知し、本人の同意を得て申請下さい。

様式 16

検 査 員 証 再 発 行 申 請 書			
*整 理 番 号		*受 理 年 月 日	
検 査 事 業 者 の 名 称		検 査 事 業 者 の 所 在 地	
事 業 所 の 名 称		事 業 所 の 所 在 地	
認 定 番 号	K T -		
検 査 員 の 氏 名		検 査 員 の 生 年 月 日	
検 査 員 証 の 種 別		検 査 員 証 の 番 号	
登 録 年 月 日		有 効 期 限	
再 交 付 の 理 由			
連 絡 担 当 者 の 氏 名		連 絡 先	
検 査 員 証 に 係 る 検 査 員 氏 名 等 の J L P A へ の 情 報 提 供 (い ず れ か に ○)	同 意 す る		同 意 し な い
備 考			

年 月 日

 名称
 代表者 役職 氏名

高圧ガス保安協会 会長 殿

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2. ※印の欄は記載しないこと。

この申請に係わる個人情報の取扱について、高圧ガス保安協会は、取得した個人情報を検査事業者の認定及び検査員の認定に必要な範囲内で利用します。

また、「検査員証に係る検査員氏名等のJLPAへの情報提供」の欄が同意されている場合、JLPAからの求めに応じ、発行する検査員証に係る検査員氏名、認定検査事業所名、認定番号、検査員証の番号、発行日及び有効期限をJLPAに提供します。

JLPAに提供する情報は、検査員講習（A種更新講習）の案内送付及び検査員証の有効期限の案内に利用されます。

申請者は、この申請書に記載された氏名本人に対しその旨を文書で通知し、本人の同意を得て申請下さい。

別添

事務所一覧表

事務所	担当地域
機器検査事業部	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県及び静岡県
中部支部	愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県
近畿支部	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県及び福井県
中国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※ 各事務所の所在地、連絡先及び振込口座は、当協会のホームページを参照のこと。